

令和6年4月分

給食費の一部を免除します

3歳以上児の給食費(主食費+副食費)のうち、副食費(おかず代)相当分を免除し、子育て中の保護者の皆さんの経済的負担を軽減します。

▼対象児童：令和6年4月1日時点で教育・保育施設に在籍している下野市在住の児童で、下表の「免除なし」に該当する方

▼免除金額：令和6年4月分給食費のうち副食費(おかず代)相当額

▼免除方法：令和6年4月分給食費から副食費相当分を減額して徴収

※施設によって減額するタイミングが異なることがあります。

○●○ 1号認定 ○●○

階層区分	区分の内容		第1子	第2子	第3子以降
第1階層	生活保護世帯		副食費免除		副食費免除
第2階層	市町村民税非課税世帯				
第3階層	市町村民税 所得割課税額	77,100円以下	免除なし		
第4階層		211,200円以下			
第5階層		211,201円以上			

○●○ 2号認定 ○●○

階層区分	区分の内容		第1子	第2子	第3子以降
第1階層	生活保護世帯		副食費免除		副食費免除
第2階層	市町村民税非課税世帯				
第3階層	市町村民税 所得割課税額	48,600円未満	免除なし		
第4階層		48,600円以上 57,700円未満			
		57,700円以上 97,000円未満			
第5階層～ 第8階層		97,000円以上			